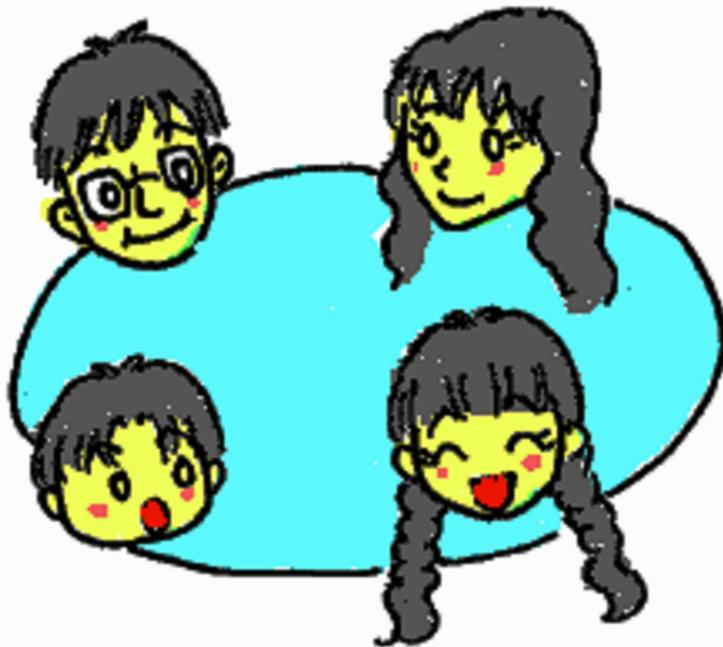


平成31年度

(令和元年8月改定)

いじめ防止基本方針



長野市立篠ノ井東中学校

平成31年度

長野市立篠ノ井東中学校 いじめ防止基本方針

I 「いじめ」問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの生徒達にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組む事が重要である。いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践することが求められる。

長野県教育委員会におけるいじめ防止等の対策の目指す方向

- (1) すべての児童生徒が、いじめを許さず、自他ともに尊重しながら、人間関係を築くことができるようにするとともに、安心して学習やその他の活動に取り組むことを目指し、未然防止に努めます。
- (2) 児童生徒が自己有用感を感じたり、自己肯定感を高めたりすることができる機会を設けるように努めます。
- (3) 児童生徒を大勢の大人の目で見守るとともに、児童生徒や保護者が相談しやすい環境を整え、いじめが大事になる前に早期発見・早期対応に努めます。
- (4) いじめが起きたときは、いじめられた児童生徒の心身の安全を第一に、児童生徒の気持ちに寄り添い、学校、家庭、その他の関係者が連携して支援・指導を継続し、いじめ問題を乗り越えることを目指します。

1 「いじめ」とは

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に問うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

【文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より】

文部科学省では、(従来)「自分より弱い者に対して一時的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」としてきましたが、平成18年度に(上記のように)見直しました。これにより、いじめられる側の精神的・身体的苦痛の認知として、いじめを認知しやすいようにしています。しかし、従来の調査基準にみられる、いじめは力の優位－劣位の関係に基づく力の乱用であり、攻撃が一過性でなく反復継続して行われるという指摘は、いじめの本質を的確に突いています。

【参考】「生徒指導提要」平成22年3月文部科学省より】

2 本校におけるいじめの基本的認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑧は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは他人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるというのは間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴力、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校のいじめ防止等の対策のための組織による複数の教員と、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

II 未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。生徒たち・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な取組を計画・実施する必要がある。

1 生徒や学級の様子を知るためには

(1) 教職員の気づきが基本

生徒たちや学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切である。同じ目線で物事を考え、共に笑い、涙し、怒り、生徒たちと場を共にすることが必要である。その中で、けんかやふざけ合いであっても軽視せずに生徒たちの些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが求められている。

(2) 実態把握の方法

生徒たちの個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握したうえで、いじめ問題への具体的な指導計画を立てることが必要である。そのためには、生徒たち及び保護者への意識調査や学級内の人間関係をとらえる調査、生徒達のストレスに対して心理尺度等を用いた調査等を実態把握の一つの方法として用いることも有効である。また、配慮を要する生徒の進級や進学、転学に際しては、教職員間や学校間で適切な引き継ぎを行う必要がある。

2 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのために

主体的な活動を通して、生徒達が自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じとれる「心の居場所づくり」の取組が大切である。生徒達は、周りの環境によって大きな影響を受ける。生徒達にとって、教職員の姿勢は、重要な教育環境の一つである。教職員が生徒達に対して愛情を持ち、配慮を要する生徒達を中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することが、生徒達に自己存在感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止のうえでの大きな力となる。

(1) 生徒のまなざしと信頼

生徒は、教職員の一挙手一投足に目を向けている。教職員の何気ない言動が、生徒を傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員は、生徒達の良きモデルとなり、慕われ、信頼されることが求められる。

(2) 心の通い合う教職員の協力体制

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気大切である。そのためには、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、生徒と向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進することが必要である。

(3) 自尊感情を高める、学習活動や学級活動、学年・学校行事

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。その中で、「こんなに認められた」「人の役に立った」という経験が、生徒を成長させる。また、教職員の生徒への温かい声かけが、「認められた」と自己肯定感につながり、生徒は大きく変化する。

III 命や人権を尊重し豊かな心を育てるためには

人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道徳教育、また、様々なかかわりを深める体験教育を充実させることは、豊かな心を育成する重要なポイントである。

1 人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを生徒達に理解させることが

大切である。また、生徒が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る必要がある。さらに、他者の思いに共感する授業、自己有用感や自己肯定感を生む授業、関わり合いや表現力が高まる授業の工夫や、関係機関と連携した「SOSの出し方に関する教育」の推進を行うことが重要である。

2 道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮する。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切になる。生徒は、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考えられる。道徳の授業では、学級の生徒の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱うことが重要である。

さらに以下の観点に基づいて、授業と学校生活全般において道徳教育の充実を図ることを大切にする。

- ・思いやり・友情・生命の尊重・正義・公正公平・よりよい社会の実現などの内容項目を扱う場面で、生徒が自分自身の実生活や体験に目を向ける道徳学習の工夫
- ・生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができる道徳学習の工夫
- ・他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養うための道徳学習の工夫

IV 保護者や地域への働きかけ

PTAの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、保護者研修会の開催やHP、学校・学年だより等による広報活動を積極的に行うことも大切である。

V 早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と生徒達との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒達の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。また、生徒に関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者とも連携して情報を収集することが大切である。

1 教職員がいじめに気づく力を高めるためには

(1) 生徒の立場に立つ

一人ひとりを人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければならない。そのためには、人権感覚を磨き、生徒の言葉をきちんと受けとめ、生徒の立場に立ち、生徒達を守るという姿勢が大切である。

(2) 生徒を共感的に理解する

集団の中で配慮を要する生徒達に気づき、生徒達の些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じとれるような感性を高めることが求められている。そのためには、生徒達の気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に生徒達の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高めることが必要である。

(3) いじめを見抜く力量向上のための研修を充実させる

児童生徒の理解等、いじめを見抜くための研修を充実させ、いじめられた児童生徒の気持ちに寄り添い、ささいなけんかやふざけ合いであっても軽視せず、いじめの可能性のある事象について広く対象とする姿勢を大切にする。

2 いじめが見えにくいのは

(1) いじめは教職員の見えないところで行われている

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所を選んで行われている。

- ① 無視やメールなど客観的に状況を把握しにくい形態で行われている。《時間と場所》
- ② 遊びやふざけあいのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態、部活動の練習のふりをして行われている形態がある。《カモフラージュ》

(2) いじめられている本人からの訴えは少ない

いじめられている生徒には、①親に心配をかけたくない、②いじめられる自分はダメな人間だ、③訴えても大人は信用できない、④訴えたらその仕返しが怖い、などといった心理が働くものである。

(3) ネット上のいじめは最も見えにくい

ネット上でいじめにあっている兆候は学校ではほとんど見えない。家庭で「メール着信があっても出ようとしない」「最近パソコンの前に座らなくなっている」などの兆候があれば、いじめにあっている可能性があることを保護者に伝え、いじめが疑われる場合は即座に学校へ連絡するよう依頼しておく必要がある。

3 早期発見のための手だて

(1) 日々の観察……生徒のいるところには、教職員がいる

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒の様子に目を配る。「生徒がいるところには、教職員がいる」ことを目指し、生徒と共に過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果がある。また、教室には日常的にいじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をすることが大切である。

(2) 観察の視点……集団を見る視点が必要

成長の発達段階からみると、生徒は小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、その時期にいじめが発生しやすくなる。その発達時期をどのように過ごしてきたのかなど担任を中心に情報を収集し学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する必要がある。また、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる必要がある。

(3) 生活ノートの活用……コメントのやりとりから生まれる信頼関係

必要に応じて気になる生徒には特に生活ノートを通して、担任と生徒または必要に応じて、保護者との連絡を密に取ることで、特に保護者との信頼関係が構築できる。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

(4) 教育相談やカウンセリングの活用……気軽に相談できる雰囲気づくり

日常生活の中での教職員の声かけ等、生徒が日頃から気軽に相談できる環境をつくることが重要である。それは、教職員と生徒の信頼関係の上で形成されるものである。また、定期的な教育相談週間を設けて、生徒を対象とした教育相談を実施する等、相談体制を整備することが必要である。さらに、相談窓口シールの配布やライン相談窓口の周知により、学校以外の相談機関の存在を生徒に知らせておくことも大切である。

(5) いじめ実態調査アンケート……アンケートは実施時の配慮が必要である

実態に応じて随時実施する。学期途中に1回以上のアンケートを実施。いじめられている生徒にとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については、記名、無記名、持ち帰り等、状況に応じて配慮し実施する。また、アンケートはあくまでも発見の手だての一つであるという認識も必要である。また、「しなのき児童生徒意識アンケート」で学級生徒の学校生活や学級での人間関係などへの意識を把握しておくことも重要である。

VI 相談しやすい環境づくりをすすめる

生徒が、教職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめている側から「チクった」と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払うべきである。その対応如何によっては、教職員への不信感を生み、その後に情報が入らなくなり、いじめが潜在化することが考えられる。

1 本人からの訴えには

(1) 心身の安全を保証する

日頃から「よく言ってくれたね。全力で守るからね」という、教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には全力で守る手だてを考えねばならない。保健室や相談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任やスクールカウンセラーを中心に、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保証する。

(2) 事実関係や気持ちを傾聴する

「あなたを信じているよ」という姿勢で、疑いをもつことなく傾聴する。 ※事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけにならないように注意する。

2 周りの生徒からの訴えには

(1) いじめを訴えたことにより、その生徒へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の生徒たちから目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。

(2) 「よく言ってきたね」とその勇気ある言動を称え、情報の発信元は、絶対に明かさないと伝え、安心感を与える。

3 保護者からの訴えには

(1) 保護者がいじめに気づいた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築くことが大切である。

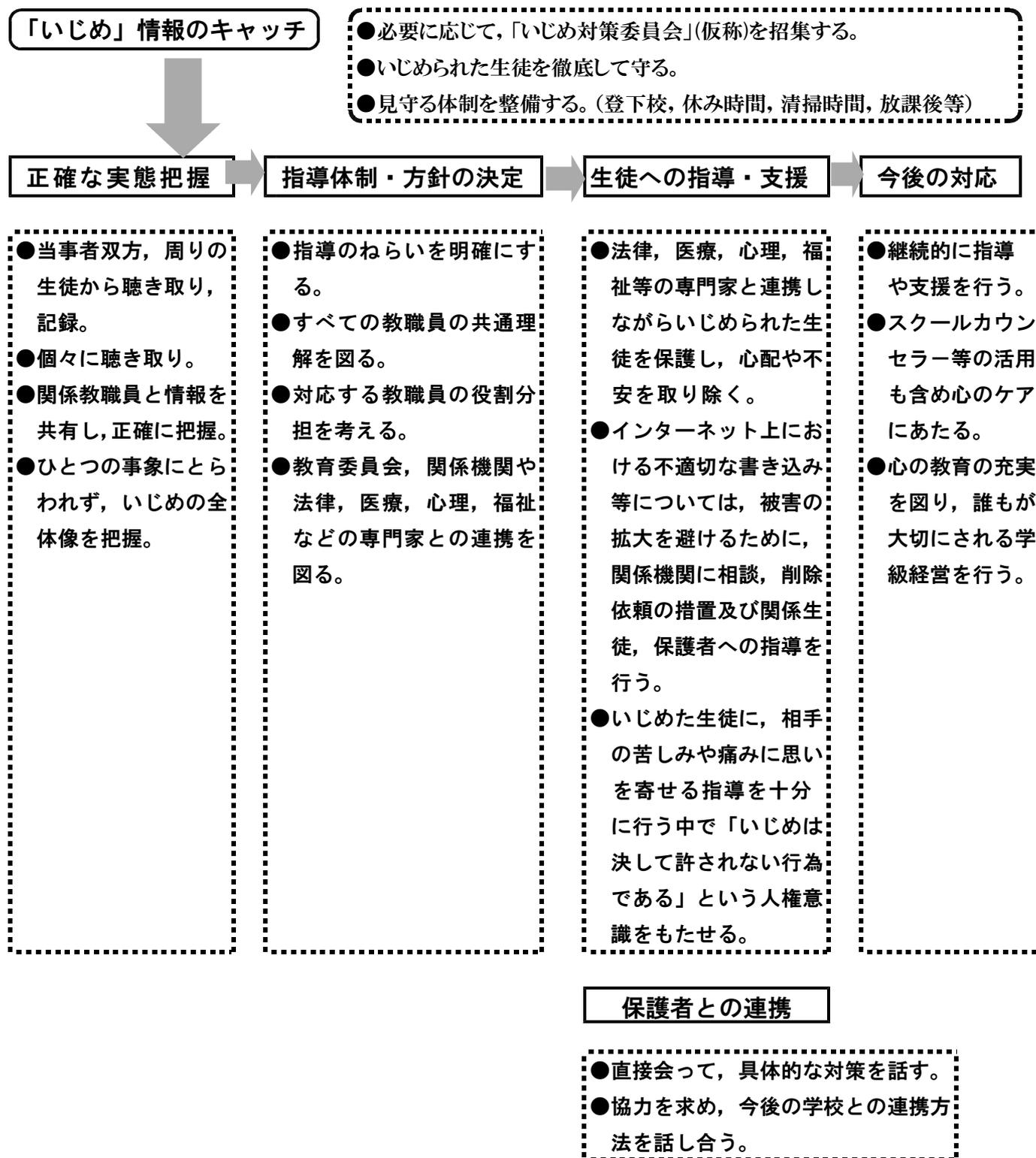
(2) 問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問では、信頼関係は築けない。問題が起こっていない時こそ、保護者との信頼関係を築くチャンスである。日頃から、生徒の良いところや気になるところ等、学校の様子について連絡しておくことが必要である。

(3) 生徒の苦手なところやできていない点を一方的に指摘されると、保護者は自分自身のしつけや子育てについて、否定されたと感じることもある。保護者の気持ちを十分に理解して接することが大切である。

VI 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。

1 「いじめ」対応の基本的な流れ



2 「いじめ」発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行わなければならない。あわせて、ただちに学級担任、学年主任、生徒指導担当（いじめ対策委員会）に連絡し、学校長・教頭に報告する。

(1) いじめられた生徒やいじめを報告した生徒を守り通す

- ① いじめられていると相談に来た生徒や、いじめの情報を伝えに来た生徒から話を聴く場合は、他の生徒たちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認は、いじめられている生徒といじめられている生徒を別の場所で行うことが必要である。
- ② 状況に応じて、いじめられている生徒、いじめ情報を伝えた生徒を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

(2) 事実確認と情報の共有

- ① いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている生徒から聴き取るとともに、周囲の生徒や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員(学年主任・担任・生指担当)で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。
- ② 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、校長・教頭の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

把握すべき情報例

- ◆誰が誰をいじめているのか？【加害者と被害者の確認】
- ◆いつ、どこで起こったのか？【時間と場所の確認】
- ◆どんな内容のいじめか？どんな被害をうけたのか？【内容】
- ◆いじめのきっかけは何か？【背景と要因】
- ◆いつ頃から、どのくらい続いているのか？【期間】

要 注 意

生徒の個人情報、その取扱いに十分注意すること

3 「いじめ」が起きた場合の対応

(1) いじめられた生徒に対して

生徒に対して

- ① 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ② 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ③ 必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- ④ 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

保護者に対して

- ① 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に相談し、事実関係を直接伝える。
- ② 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ③ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ④ 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ⑤ 家庭で生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

(2) いじめた生徒に対して

生徒に対して

- ① いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、生徒の背景にも目を向け再びいじめに向かうことのないように指導する。
- ② 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

保護者に対して

- ① 正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ② 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ③ 生徒の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

(3) 周りの生徒に対して

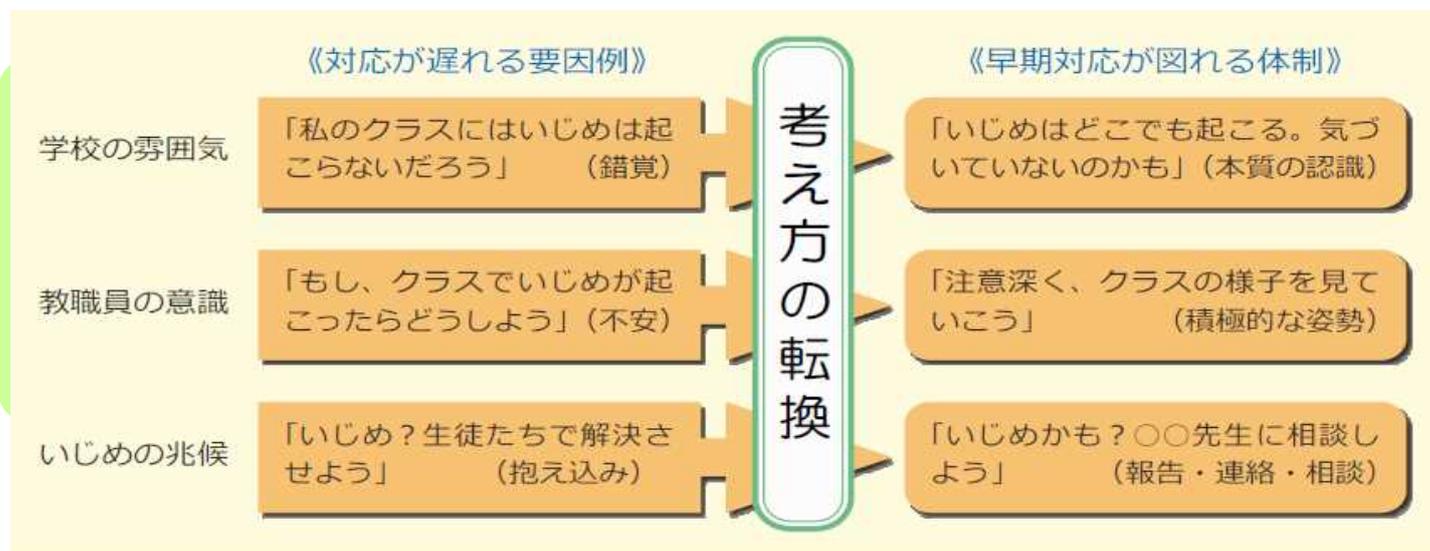
- ① 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ② 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- ③ はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ④ いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させるよう指導する。
- ⑤ いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

(4) 継続した指導

- ① いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う事を怠らない。
- ② 教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- ③ いじめられた生徒の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- ④ いじめられた生徒、いじめた生徒双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- ⑤ いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

4 迅速に対応するためには

迅速な対応が遅れる場合の一例である。考え方の転換を図り、より迅速な対応が図れる体制づくりに取り組むことが重要である。



VII いじめ問題に取り組む体制の整備

いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う必要がある。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取組を、あらゆる教育活動において展開することが求められる。篠ノ井東中学校においては、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、「不登校・いじめ対策委員会」を中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う必要がある。また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、生徒の状況や地域の実態に応じた取組を展開することが大切である。

1 「いじめ・不登校対策委員会」の設置(従来どおりの組織を変えたもの)

- (1) いじめ・不登校対策委員会は、学校長が任命した教頭、指導教諭、学年主任、生徒生活指導部長(いじめ対策主任)、人権教育部長を中心に、養護教諭、スクールカウンセラーなどをメンバーとして設置する。なお、メンバーは実態等に応じて柔軟に対応することも考える。
- (2) いじめ不登校対策委員会は、不登校は勿論のこといじめ対策に特化(重点を置く)した役割を明確にしておく。

いじめ・不登校対策委員会の組織

いじめ・不登校対策委員会

〈構成員〉

学校長，教頭，学年主任，担任，人権教育係主任，生徒指導主事，いじめ・不登校対策委員会係，養護教諭，必要に応じてSC ※場合によってPTA正副会長

※事案によっては，事実確認のため調査班を構成する場合もある。
※事案により柔軟に構成する。

〈調査班〉

学年主任，学年生徒指導係，担任，養護教諭

〈対策班〉

学年主任，担任，生徒指導主事，(兼)学年生徒指導係

いじめ発生

緊急対応会議

※いじめが発生した場合のいじめ・不登校対策委員会の組織

校内組織

人権教育係

1 学年

生徒指導係

2 学年

非行為防止委員会

3 学年

※定例のいじめ・不登校対策委員会は，学期に1回程度開催する。

※いじめ事案の発生時は，緊急対応会議を開催し，事案に応じて調査班や対応班等を編成し対応する。

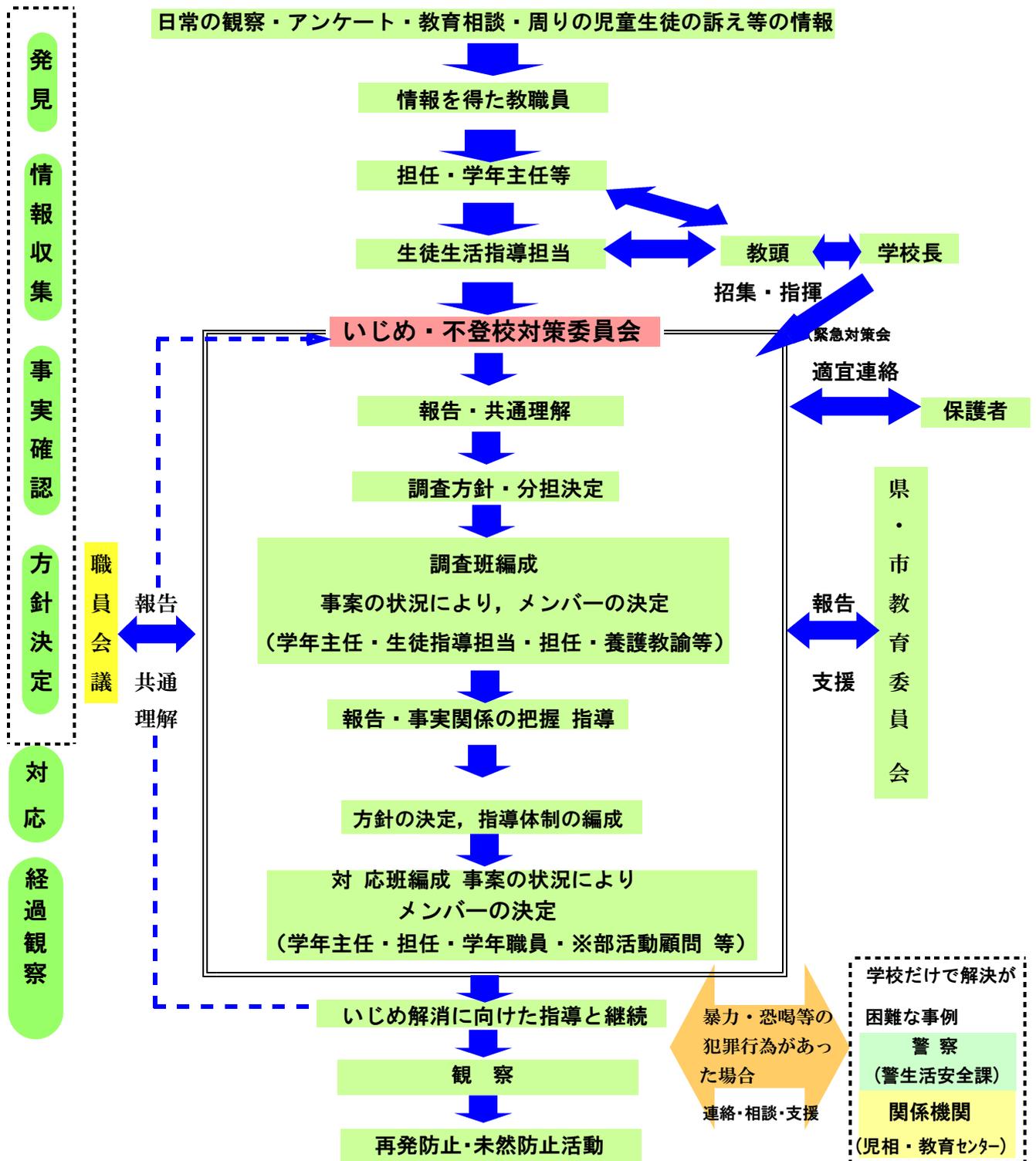
※いじめ・不登校対策委員会での内容や事案に応じた対応については職員会議において報告し，周知徹底する。

1 いじめ発生の場合の組織的対応の流れ(学校全体の取組)

いじめを認知した場合は，教職員が一人で抱え込まず，学年及び学校全体で対応することが大切である。学級担任が一人で抱えこみ，配慮に欠ける対応をしたため，生徒をよりつらい状況に追い込んでしまい，保護者とのトラブルに発展してしまうことがある。

そういった状況を避けるためにも，学校がいじめ対策委員会による緊急対応会議を開催し，今後の指導方針を立て，組織的に取り組むことが必要である。

迅速な初期対応



※いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。

※いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。ただし、いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合は、把握した状況をもとに、十分に検討協議し慎重に対応することが必要。

※学校が調査の主体となる場合は「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」を母体として事案の性質に応じて専門家を加え対応する。市教育委員会からは、調査を実施する学校に対して必要な指導、また人的措置も含めた適切な支援を受ける。

3 生命又は身体の安全がおびやかされるような重大事態が発生した場合

- (1) 速やかに監督官庁、警察等の関係機関へ報告する。管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。
- (2) 事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。
- (3) 事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。

※いじめの重大事態については「いじめ防止のための基本方針」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」「不登校重大事態に係る調査の指針」に基づき、適切かつ真摯に対応することが必要である。

VIII 監督官庁、警察、地域等の関係機関・関係団体との連携

学校だけで解決が困難な事案に関しては、監督官庁や警察、地域等の関係機関との連携が不可欠である。また、いじめ予防に向け連携を図るためには、管理職や生徒指導担当の教員を中心として、日頃から学校や地域の状況についての情報交換などいわゆる「顔の見える連携」が大切である。

1 監督官庁との連携について

学校において重篤ないじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに監督官庁へ報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける必要がある。解決が困難な事案については、必要に応じて警察や福祉関係者等の関係機関や場合によっては弁護士等の専門家を交えて対策を協議し、早期の解決を目指すことが求められる。

2 出席停止・転学退学措置について

生徒に対しては、日頃からきめ細やかな指導や教育相談を粘り強く行うことが必要である。しかし、指導の効果があがらず、他の生徒の心身の安全が保障されない等の恐れがある場合については、いじめ対策委員会と生徒生活指導部が連携し出席停止等の懲戒処分を校長の判断で措置を検討する必要がある。出席停止の制度は、本人の懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し他の児童生徒の教育を受ける権利を保障するという観点から設けられているものである。いじめられた生徒の心身の安全が脅かされる場合等、いじめられた生徒をいじめから守りぬぐために、必要があればいじめた生徒に対し転学や退学について弾力的に対応することと規定されている。保護者から、他の学校に変更したい旨の申し出があれば、学校は柔軟に対応し生徒の将来を見据えた指導を行う。

学校法第11条

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学省大臣の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし体罰を加えることはできない。

学校法施行規則第13条

校長及び教員が生徒等に懲戒を加えるに当たっては生徒等の心身の発達に応じる等教育上必要な配慮をしなければならない。

- ① 懲戒のうち退学、停学及び訓告の処分は校長が行う。
- ② 前項の退学は、公立の小学校、中学校、盲学校、聾学校または養護学校に在学する学齢児童または学齢生徒を除き、次の号の一に該当する児童等に対して行うことができる。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められた者。
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められた者。
 - (3) 正当の理由がなくて出席常でない者。
 - (4) 学校の秩序を乱しその他学生又は生徒として本分に反した者。
- ③ 第2項の停学は学齢児童又は学齢生徒に対しては行うことができない。

3 警察との連携について

学校は地域の警察との連携を図るため、定期的にまた必要に応じて、相互協力する体制を整えておくことが大切である。学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の警察署や児相に相談し、連携して対応することが必要である。生徒の生命・身体の安全が脅かされる場合には、直ちに通報する必要がある。

4 地域の関係機関・関係団体との連携について

いじめた生徒のおかれた背景に、保護者の愛情不足等の家庭の要因が考えられる場合には、児童相談所や福祉事務所等の協力を得ることも視野に入れて対応する必要がある。

チェックポイント [関係機関との連携]

- いじめ問題の解決のため、監督官庁との連携を密にするとともに、必要に応じ、児相、教育センター、警察等の地域の関係機関と連携を行っているか。
- 学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めているか。
- PTAや地域の関係団体等とともに、いじめ問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めているか。

Ⅷ 年間を見通したいじめ防止指導計画の整備について

- 1 いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要がある。そのため、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立てて、学校全体でいじめ問題に取り組むことが大切である。
- 2 計画を作成するにあたっては、教職員の研修、生徒への指導、地域や保護者との連携などに留意し、総合的にいじめ対策を推進することが重要である。

年間指導計画

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	
職員会等	いじめ・不登校対策委員会 ・指針方針 ・指導計画等	事案発生時、緊急いじめ・不登校対策委員会の開催 学年、学級PTAによる 保護者向け啓発				
防止対策	いじめ実態把握調査 1年生 人権(学指) ネット犯罪防止教	学年、学級づくり 人間関係づくり 2年 人権教育(学) Q-U アンケート(全校)	3年 人権教育(学)			
早期発見			いじめアンケート 教育相談期間			

	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月
職員会等	いじめ・不登校対策委員会 ・情報共有 ・2, 3学期に計画				
防止対策	学年, 学級づくり 人間関係づくり 全校学年集会		全校：人権教育月間		
早期発見	いじめアンケート 教育相談期間			Q-Uアンケート(1・2年)	

	2 月	3 月
職員会等		いじめ・不登校対策委員会 ・本年度のまとめ ・来年度の課題検討
防止対策		新入生の実態把握 小中連絡会での情報交換
早期発見	いじめアンケート 教育相談期間	

チェックポイント [指導体制]

- いじめ問題の重大性をすべての教職員が認識し、学校長を中心に未然防止「いじめを生まない土壌づくり」（人権教育、道徳教育、特別活動等）に組織的に取り組んでいるか。
- いじめの態様や特質、原因、背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議や校内研修などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。
- いじめ問題について、特定の教職員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、報告・連絡・相談を確実にを行い、学校全体で組織的に対応しているか。

いじめ早期発見のためのチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする グループ分けをすると特定の子どもが残る
- 班にすると机と机の間に隙間がある 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている

いじめられている生徒

●日常の行動・表情の様子

- わざとらしくはしゃいでいる おどおど、にやにや、にたにたしている
- いつもみんなの言動を気にし、目立たないようにしている
- 下を向いて視線を合わせようとしない 顔色が悪く、元気がない
- 早退や一人で下校することが増える 遅刻・欠席が多くなる
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる ときどき涙ぐんでいる
- 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする

●授業中・休み時間

- 発言すると友だちから冷やかされる 一人でいることが多い
- 班編成の時に孤立しがちである 教室へいつも遅れて入ってくる
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える 教職員の近くにいたがる
- 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする

●昼食時

- 好きな物を他の生徒にあげる 他の生徒の机から机を少し離している
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする 食べ物にいたずらされる

●清掃時

- いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている 一人で離れて掃除をしている

●その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする 理由もなく成績が突然下がる
- 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す 服に靴の跡がついている
- ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている 手や足にすり傷やあざがある
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする

いじめている生徒

- 多くのストレスを抱えている 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- あからさまに、教職員の機嫌をとる 特定の生徒にのみ強い仲間意識をもつ
- 教職員によって態度を変える 教職員の指導を素直に受け取れない
- グループで行動し、他の生徒に指示を出す 他の生徒に対して威嚇する表情をする
- 活発に活動するが他の生徒にきつい言葉をつかう